字勝負平　一九二六番
一九二八番
一九二九番一
一九二九番イ及び一九二九番ロ
一九三〇番イ及び一九三〇番ロ
一九三一番及び一九三二番
一九三九番から一九四一番まで
一九四三番から一九四五番まで
二〇五九番から二〇六一番まで
二〇六一番一
二〇六二番から二〇六四番まで

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大日影沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十八年建設省告示第二百九十九号で指定した土地の区域を除く。）

長野県長野市松代町西条
字南名倉　一三四〇番甲　一号
一三三七番　二号
一三五四番イ　三号
一三三九番甲　四号及び五号
字北名倉　一二六八番イ　六号及び八号
一二六九番　七号
一二七〇番　九号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
和合沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

長野県上田市上田
字石切　二七九八番ロ
二七九八番一から二七九八番三まで
二八三一番及び二八三三番
二八三四番一から二八三四番三まで
二八三五番一及び二八三五番二
二八四一番
二八四二番一から二八四二番三まで
二八四三番ロ
二八四三番一から二八四三番三まで
二八四四番一及び二八四四番二
二八四五番一及び二八四五番二
二八四六番一及び二八四六番二
二八四七番一及び二八四七番二
二八四八番一から二八四八番三まで
二八四九番一から二八四九番三まで
二八五〇番一から二八五〇番三まで
二八五一番
字詰小場　二九一二番一及び二九一二番二
二九一三番
二九一四番一及び二九一四番二
二九二三番一及び二九二三番二
二九二四番及び二九二五番
字円明寺　三一四五番及び三一四六番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県上田市上田
字円明寺　三一三九番　一号
三一四三番二　二号
三一四五番　十号
字詰小場　二九二六番　三号から五号まで
二九二七番　六号及び七号
二九二二番　八号
字石切　二八四五番一　九号

○国土交通省告示第二百二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
流尾谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和十五年内務省告示第三十七号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県養父市大屋町中
字平石　三六九番一
三七〇番
字俵谷　四三一番一
四三二番二
四三三番
四三四番一
四四四番一
四四七番一
字丸山　九三五番三
九三六番
九三六番一
九三七番から九三九番まで
九四一番から九四三番まで
字流尾　九七三番及び九七四番
九七五番一
九八二番二

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
青山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和十五年内務省告示第三十七号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県養父市八鹿町青山
字ナル　四〇五番一
四〇六番一及び四〇六番二
四〇七番二
四〇八番
四〇九番及び四一〇番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十五年内務省告示第三十七号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県養父市八鹿町
青山　字ケン谷　一六八番二　一号
字片山　一九三番三　二号
一九三番二　三号
一七八番一　四号
字ヲテノ山　二〇二番一　五号
一九七番一　六号
字前田　三三九番　七号及び八号
字ナル　四〇五番一　九号
字岩センド　四一〇番　十号
宿南　字一ノ瀬　六三番　十一号
字ヒナタ山　六二番　十二号
六一番　十三号及び十四号
六〇番　十五号
五九番二　十六号及び十七号
五九番一　十八号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
二見川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十五年内務省告示第三十七号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県養父市尾崎
字ヨコヲ　三六一番　一号
三六三番　二号及び三号
三六五番一〇　四号及び五号
三五五番二　六号
三五五番一　七号
三四四番　八号
三四二番　九号
字上山　七七番　十号
七一番　十一号
七一番地先道路敷　十二号
五四番二　十三号
五二番　十四号
三三四番　十五号

字二見　三三四番　十五号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山根川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県宍粟市一宮町能倉字山根
一三九二番三一　一号から三号まで
一三九二番三二　四号
一三九一番一　五号及び六号
一三九二番三三　七号から十二号まで
一三九二番四二　十三号から十七号まで
一三九二番四四　十八号及び十九号
一三九二番六〇　二十号から三十二号まで
一三九二番四　三十三号から三十五号まで
一三九二番五三　三十六号
一三九二番一三　三十七号
一三九二番八〇　三十八号及び三十九号
一三九二番八二　四十号から四十二号まで